

住宅宿泊事業「民泊」をご存知ですか？

～京都府では府民や利用者にとって安心して安全な事業の推進に取り組んでいます～

1 住宅宿泊事業（民泊）について

民泊に関する新たなルールを定めた住宅宿泊事業法が、平成30年6月15日から施行されました。
この法に基づき事業を行う場合には、都道府県知事への届出が必要です。

※ 京都市域については、保健所設置市の京都市が関係行政事務を行います。

2 住宅宿泊事業法の概要について

背景・必要性

- ここ数年、民泊サービスが日本でも急速に普及
- 多様化する宿泊ニーズ等への対応
- 公衆衛生の確保や地域住民等とのトラブル防止、無許可で旅館業を営む違法民泊への対応 等

概要

1. 住宅宿泊事業者に係る制度の創設

- ① 都道府県知事への届出が必要（年間提供日数の上限は 180 日（泊）とし、地域の実情を反映する仕組みの創設）
- ② 住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（衛生確保措置、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成・備付け、標識の掲示等）を義務付け
- ③ 家主不在型の場合は、上記措置を住宅宿泊管理業者に委託することを義務付け
- ④ 都道府県知事は、住宅宿泊事業者に係る監督を実施

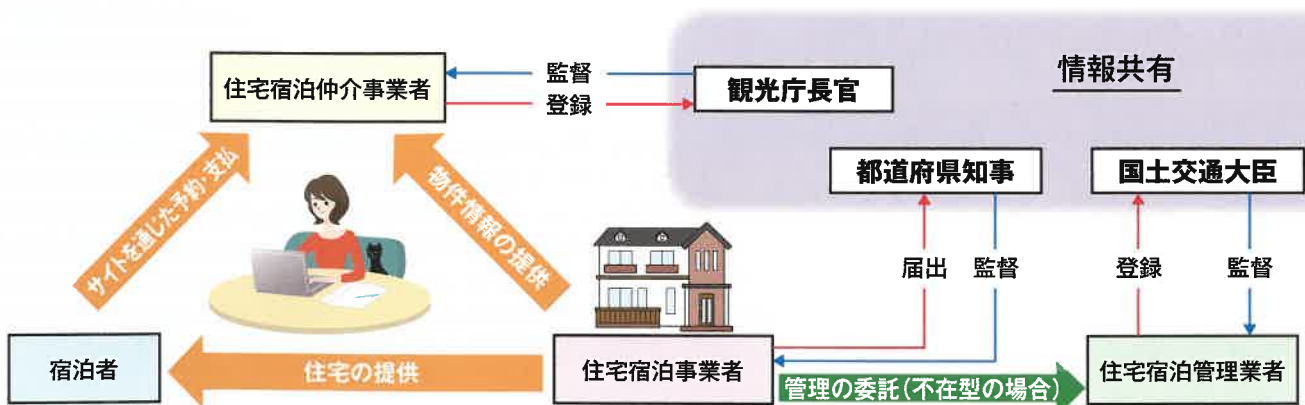
2. 住宅宿泊管理業者に係る制度の創設

- ① 国土交通大臣の登録が必要
- ② 住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）の実施と 1 ②の措置（標識の掲示を除く）の代行を義務付け
- ③ 国土交通大臣は、住宅宿泊管理業者に係る監督を実施

3. 住宅宿泊仲介業者に係る制度の創設

- ① 観光庁長官の登録が必要
- ② 住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）を義務付け
- ③ 観光庁長官は、住宅宿泊仲介業に係る監督を実施

○ 公布 平成29年6月16日 ○ 施行日 平成30年6月15日



3 住宅宿泊事業を開始するための手続きについて

京都府内（京都市域を除く）で届出予定の方は、届出前に必ず観光庁のホームページで国の法令、ガイドライン、通知及び様式を全てご確認ください。次に本府ホームページで、京都府条例、規則、ガイドライン、個人情報等の取扱い、事業開始までの流れ及び関係法令をご確認の上、届出を行ってください。

→民泊に関する制度、届出の方法は、国の「民泊制度ポータルサイト」をご確認ください。

国の民泊制度ポータルサイトの「民泊制度運営システム」により所定の手続きを行う必要があります。

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/index.html>

民泊 ポータルサイト

検索

4 民泊（住宅宿泊事業）制度の問合せ・苦情相談窓口について

「民泊制度コールセンター」

民泊に関する制度、届出の方法、民泊制度運営システムの使用方法等についてご相談ください。

 **0570-041-389** 午前9時～午後10時

5 京都府の問合せ・苦情相談窓口について

無許可営業疑い等の相談及び苦情について、施設の所在地が、京都市を除く京都府域であれば、京都府各保健所（8参照）へご相談ください。

6 京都府における住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する制度について

京都府では、府内における住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に向け、地域の実情に応じた規制と活用を図るため、これらの基準を定める、条例、規則等を制定しました。

（注）京都市の区域については、京都府の条例及び規則は適用されません。

（1）届出住宅の届出番号等の公表

届出番号、所在地、届出受理年月日等を、府ホームページ等により公表します。

（2）住宅宿泊事業者が講じるべき衛生上の措置

住宅宿泊事業者等は、以下の衛生上の措置を講じなければなりません。

- ・ 宿泊者が利用する飲食器具、寝具等は、常に清潔にし、定期的に消毒すること。
- ・ 浴衣、敷布、布団カバー等は、宿泊者ごとに洗濯したものと交換すること。
- ・ 届出住宅の換気、採光、照明、防湿及び排水の設備の保守点検を行い、その機能を維持すること。
- ・ 届出住宅は、常に清潔にし、ねずみ、衛生害虫等を駆除すること。
- ・ 浴室及び便所は、定期的に消毒することとし、便所は、防臭及び防虫の措置を講じること。



(3) 住宅宿泊事業者が宿泊者名簿に記載すべき事項

住宅宿泊事業者等は、宿泊者名簿に以下の事項を記載しなければなりません。

- ・ 宿泊者の氏名、年齢、住所、職業、宿泊日、前宿泊地及び行先地
- ・ 国内に住所を有しない外国人は国籍及び旅券番号

(4) 住宅宿泊事業の実施の制限

府条例において、市町村ごとに住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間を定めています。詳しくは、P4～5をご確認ください。

区 域	期 間	
住居専用地域	観光客が集中する時期	→ 静穏な住環境の維持
学校等（幼保～高）周辺区域	授業等の実施期間	→ 児童・生徒の安全確保

(5) 住宅宿泊事業者の努力義務

住宅宿泊事業者等は、以下の措置を講じるよう努めなければなりません。

- ・ 近隣に居住する者に対し、人を宿泊させることを開始する日の20日前までに、書面により、当該届出住宅を住宅宿泊事業に使用すること等を説明すること。
- ・ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備すること（届出住宅に常駐、速やかに届出住宅に到着等）。
- ・ 対面又はこれと同等の効果を有する方法（テレビ電話等）により、宿泊者の氏名、住所及び職業等を確認すること。
- ・ 宿泊者の当該届出住宅の利用の状況を定期的に確認すること。


(6) 住宅宿泊事業の実施の促進に関する施策

届出住宅の宿泊者、近隣に居住する者の安心・安全の確保に配慮した住宅宿泊事業の実施を促進するため、届出住宅を認証する制度を設けます。

※ (2)、(3)、(5)の義務等は、住宅宿泊管理業務が委託された住宅宿泊管理業者に課されることがあります。

→府条例、規則、ガイドライン等について、詳しくは、府ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/news/juutakushukuhaku.html>

京都府 住宅宿泊事業 民泊  検索

- ・ 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例
- ・ 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保等に関する条例施行規則
- ・ 京都府住宅宿泊事業の適切な実施の確保に関する条例及び同施行規則に係る運用要領（ガイドライン）
- ・ 京都府住宅宿泊事業の届出に関する個人情報等の取扱いについて

7 住宅宿泊事業の実施が制限される区域及び期間について

各市町村において、住宅宿泊事業の実施が制限される区域及び期間は以下のとおりです。

ただし、制限期間内であっても、次に該当する期間は営業可能です。

※1「学校等の周辺区域」については、金曜日の正午～日曜日の正午、祝日の前日の正午～祝日の正午

※2「保育所等の周辺区域」については、祝日の前日の正午～祝日の正午

市町村	区域	制限期間
向日市	住居専用地域	3/1正午～12/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/31正午～12/23正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
長岡京市	住居専用地域	3/1正午～翌年1/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/6正午～7/20正午、8/25正午～12/23正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
乙訓郡大山崎町	住居専用地域	3/1正午～翌年1/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/6正午～7/20正午、8/25正午～12/22正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
宇治市	住居専用地域	3/1正午～翌年1/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/26正午～12/23正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
城陽市	住居専用地域	3/1正午～翌年1/1正午
	学校等の周辺区域	1/7正午～3/24正午、4/7正午～7/20正午、8/31正午～12/23正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
八幡市	住居専用地域	1/1正午～6/1正午、8/1正午～12/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/6正午～7/20正午、8/26正午～12/22正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
京田辺市	住居専用地域	1/1正午～2/1正午、3/1正午～12/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/5正午～7/27正午、8/24正午～12/22正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
久世郡久御山町	住居専用地域	3/1正午～5/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/6正午～7/20正午、8/26正午～12/23正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
綴喜郡井手町	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/26正午～12/23正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
木津川市	住居専用地域	5/1正午～12/1正午
	学校等の周辺区域	1/7正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/31正午～12/24正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2

市町村	区域	制限期間
相楽郡精華町	住居専用地域	2/1正午～12/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/25正午、4/4正午～7/21正午、8/25正午～12/25正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
相楽郡笠置町	学校等の周辺区域	1/7正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/31正午～12/24正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
相楽郡南山城村	学校等の周辺区域	1/8正午～3/24正午、4/7正午～7/21正午、8/24正午～12/22正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
亀岡市	住居専用地域	3/1正午～翌年1/1正午
	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/7正午～7/20正午、8/27正午～12/23正午 ※1
南丹市	住居専用地域	3/1正午～翌年1/1正午
	学校等の周辺区域	1/3正午～3/24正午、4/6正午～7/20正午、8/28正午～12/22正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
船井郡京丹波町	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/7正午～7/20正午、8/28正午～12/24正午 ※1
福知山市	学校等の周辺区域	1/7正午～3/20正午、4/7正午～7/20正午、8/31正午～12/20正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
舞鶴市	学校等の周辺区域	1/8正午～3/24正午、4/7正午～7/21正午、8/24正午～12/22正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
綾部市	学校等の周辺区域	1/7正午～3/24正午、4/6正午～7/20正午、8/28正午～12/24正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
宮津市	住居専用地域	7/1正午～9/1正午
	学校等の周辺区域	1/7正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/31正午～12/24正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
京丹後市	学校等の周辺区域	1/6正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/28正午～12/24正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
与謝郡伊根町	学校等の周辺区域	1/8正午～3/24正午、4/7正午～7/21正午、8/24正午～12/22正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2
与謝郡与謝野町	学校等の周辺区域	1/7正午～3/24正午、4/5正午～7/20正午、8/27正午～12/24正午 ※1
	保育所等の周辺区域	日曜日の正午～金曜日の正午 ※2

- ・この表において「学校等の周辺区域」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の敷地から 100メートル以内の区域をいいます。ただし、亀岡市の区域については、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校をいいます。
- ・この表において「保育所等の周辺区域」とは、保育所及び幼保連携型認定こども園の敷地から 100メートル以内の区域をいいます。
- ・この表において「住居専用地域」とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域をいいます。
- ・宇治田原町及び和束町については、条例にもとづく事業実施の制限区域及び期間はありません。

8 住宅宿泊事業の届出受付窓口（京都市を除く京都府域）

問合せ先	所管区域	所在地	連絡先
乙訓保健所 環境衛生室	向日市、長岡京市、 大山崎町	〒617-0006 京都府向日市上植野町馬立 8	電話：075-933-1241
山城北保健所 衛生室	宇治市、城陽市、 八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、 宇治田原町	〒611-0021 京都府宇治市宇治若森 7-6	電話：0774-21-2198
山城南保健所 環境衛生室	木津川市、精華町、 和束町、笠置町、 南山城村	〒619-0214 京都府木津川市木津上戸 18-1	電話：0774-72-4302
南丹保健所 環境衛生室	亀岡市、南丹市、 京丹波町	〒622-0041 京都府南丹市園部町小山東町 藤ノ木 21	電話：0771-62-4754
中丹西保健所 環境衛生室	福知山市	〒620-0055 京都府福知山市篠尾新町 1丁目 91 番地	電話：0773-22-6382
中丹東保健所 環境衛生室	舞鶴市、綾部市	〒624-0906 京都府舞鶴市字倉谷 1350-23	電話：0773-75-1156
丹後保健所 環境衛生室	宮津市、京丹後市、 伊根町、与謝野町	〒627-8570 京都府京丹後市峰山町丹波 855	電話：0772-62-1361

9 その他問合せ先

制度全般

問合せ先	所在地	連絡先
健康福祉部生活衛生課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	電話：075-414-4757

認証制度（条例第9条）

問合せ先	所在地	連絡先
商工労働観光部観光政策課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	電話：075-414-4854

関係法令

住宅宿泊事業法以外にもサービス提供の内容や利用状況によって、消防法等、各種関係法令の要件を満たす必要があります。

関係法令の問合せ先は、府ホームページをご確認ください。

京都府 住宅宿泊事業 民泊

検索

<http://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/news/juutakushukuhaku.html>

詳しくは
ホームページに
アクセス